

第 5 章  
計 画 の 推 進



## 第1節 行動等指針の策定

環境基本計画で位置付けられた環境の保全及び創造のための施策を具体的に推進していくためには、市民、事業者、市それぞれが主体となって行動する必要があります。現在の環境の課題には、日常生活や通常の事業活動を見直すことにより解決できるものが数多くあります。今すぐできること、時間をかけて協働で取り組まなければならないものなど環境課題を分析し、それぞれができることから目標を立て計画的に取り組むことが重要です。

このことから市民、事業者、市それぞれが主体となり、または協働して、自らの行動についての計画（＝行動計画）を策定します。この3者の行動計画を合わせて、市民、事業者、市が行動すべき指針（＝行動等指針）と位置付けます。行動等指針は、原則として3年を計画期間とします。そして目標などの達成状況をチェックし、それにより指針の見直しを行います。また、この行動等指針の達成状況などにより、環境基本計画を見直す必要が生じた場合には、環境基本計画の修正を行います。

## 第2節 環境教育・学習、情報収集・提供

豊かな環境の恵みを将来の世代に引継ぐためには、環境の保全と創造に関する情報・知識を広く提供するとともに、様々なステージにおける環境教育・学習の場づくりを推進する必要があります。

### 環境教育・学習

子供の時から環境に関する意識を持つことが重要です。学校教育において、総合学習、自然教室等の体験学習を通して環境教育を推進することや、家庭における環境啓発を推進するための取り組みを進めるとともに、こどもエコクラブを活用するなど地域社会において環境教育を推進できる体制づくりを進めます。

また、「ずし生涯学習推進プラン」と連携し、生涯学習の一環として環境学習の機会を増やすなど、誰もが環境についての知識と理解を深めることができる体制を整備するとともに、環境情報の発信や市民、事業者の交流、環境活動の拠点となる場づくりに努めます。

### 環境情報の収集・提供

複雑化、多様化する今日の環境問題に適切に対応するためには、環境に関する情報の収集、調査に努め、研究体制の整備を図る必要があります。環境の状況を把握するための調査監視体制の整備を図るとともに、毎年、環境の状況及び事業の進捗状況を年次報告書として取りまとめ公表します。

環境に関する情報は、積極的に提供していくことが重要です。インターネット等を利用した環境情報システムの構築のほか、既存の広報等を通して環境情報の提供の充実を図ります。

### 第3節 市民活動の促進と推進体制

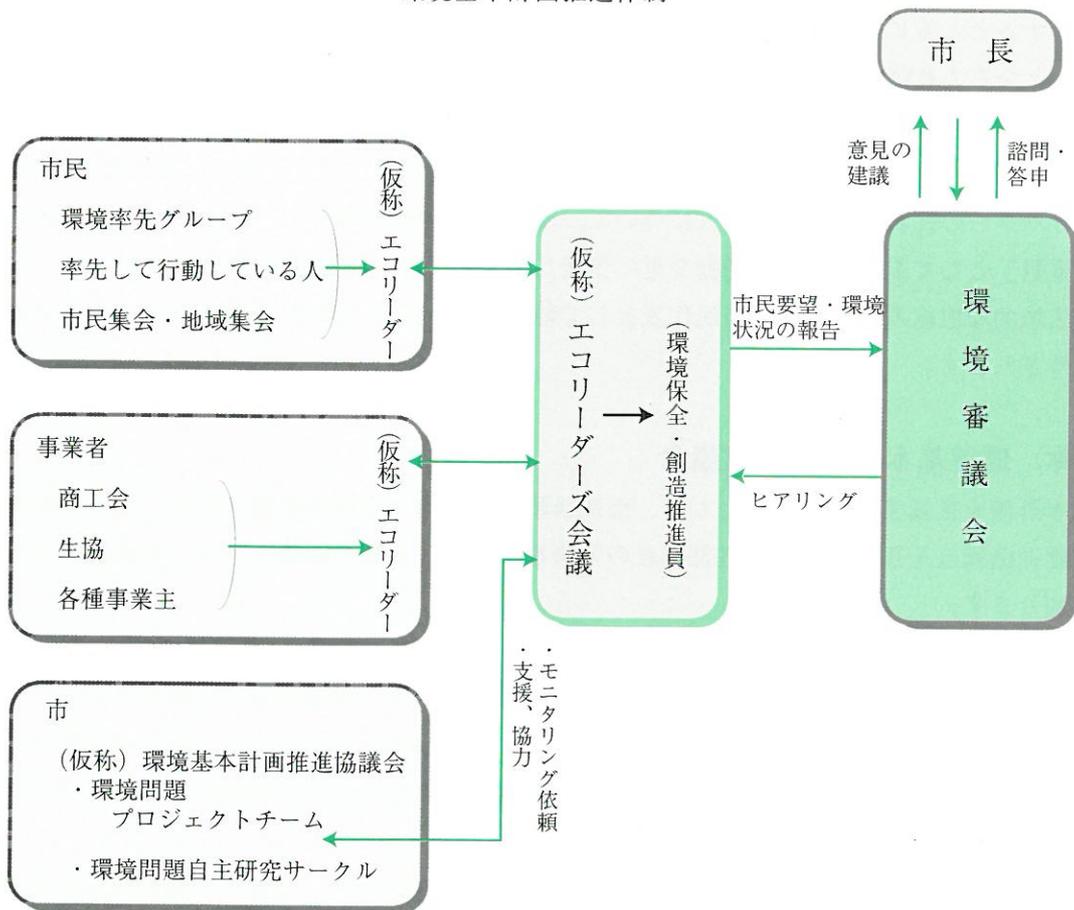
環境問題は、市民一人ひとりの問題であることを認識し、日常生活や事業活動を見直すためには、できるだけ多くの人に環境問題の現状を伝え、また、実践的に行動してもらうことが必要です。

環境に関する市民集会、地域集会などをきめ細かく開催し、広く市民に環境問題を周知するなど、市民一人ひとりの活動を促進します。

また、市民の中には、既にごみを減らす、環境にやさしい製品を使う、リサイクルに取り組むなど、環境問題に率先して活動しているグループや人がたくさんいます。こうした市民組織や人が有機的につながり、環境問題に総合的に取り組むことができるように、登録制度や体制づくりを進めます。

さらに、地球環境問題や広域的な環境問題に対しては、国や神奈川県が行う施策に積極的に参加、協力し、また、他市町村との協力・連携を強化する取組みを進めます。

環境基本計画推進体制



#### \* 環境審議会

環境基本条例で設置された市長の付属機関で、学識経験者、市民、事業者から構成され、環境政策推進等の審議のための組織であり、市長の諮問により環境の保全及び創造に関する基本的な事項などについて審議し答申するとともに、環境の保全及び創造に関する事項について広く要望を受け審議し、必要事項について市長に意見を建議します。

#### \* (仮称) エコリーダー

既存の環境問題率先グループ、既に環境問題に率先して対応している人、もしくは環境に関する市民集会・地域集会の参加者または事業者の中から、環境問題への対応についてリーダー的役割を担う人(=エコリーダー(仮称))を選出し、組織します。この選出については、自薦、他薦を問わないこととし、多くの人(仮称)エコリーダーとなることのできるものとします。

(仮称)エコリーダーは、市の支援・協力のもと(仮称)エコリーダーズ会議を開催し、幅広く環境情報の交換を行うとともに、市民から集めた環境問題に関する要望や課題を協議します。この結果、必要な事項について環境審議会に報告・要望をします。同時に、(仮称)エコリーダーは、(仮称)エコリーダーズ会議で得た環境情報や、協議結果を広く市民に周知し、自ら率先して実行するとともに、環境教育・学習の指導の担い手や市民へのヒアリング・モニタリングを行う担い手となることが期待されます。

また、将来的に、(仮称)エコリーダーという仕組みが根付いた段階で、環境問題全般にわたり知識が深く、かつ、市民集会を主宰したり、こどもエコクラブのリーダーになるなど、(仮称)エコリーダーの代表となるような人について、環境基本条例で位置付けられている「環境保全・創造推進員」として委嘱し、その活動を更に支援します。この「環境保全・創造推進員」は、環境問題の広域的な取組みにおいて、市民代表として他市町村の住民と協議・協働する担い手となることも期待されます。

#### \* (仮称) 環境基本計画推進協議会

本計画を推進する庁内体制として、部長級職員で構成する内部組織(仮称)逗子市環境基本計画推進協議会を設置します。各部相互の緊密な連絡及び施策の調整により、本計画の円滑な推進を図ります。

また、この協議会の実践組織として、関係各課の係長級職員からなる環境問題プロジェクトチームを設置します。このチームでは、市の行動計画を検討し推進協議会に報告するとともに、行動計画の推進主体となります。また、必要に応じて、(仮称)エコリーダーズ会議に参加し、そこで議論された内容を推進協議会に報告するとともに、直ちに対応が可能なものについては、市の施策に反映する担い手となります。

また、環境問題の自主研究サークルの設置などの検討を行い、市職員の環境問題対応のボトムアップを図ります。

## 第4節 進行管理

地球規模の環境問題の解決に向け、また、本計画の実効性を高めていくために、ISO14000等の国際標準を念頭においた進行管理として、毎年、環境審議会を中心として、「計画（plan）、行動（do）、点検・評価（check）、見直し・行動（action）」を行います。また、この結果についても、年次報告書の中で公表を行います。

（進行管理の仕組み）

- |              |   |
|--------------|---|
| （1）行動        | 市民、事業者、市が積極的に行動します。   |
| （2）調査・モニタリング | 分析機器等を用いて定量的に調査をします。<br>（仮称）エコリーダーへのモニタリングを行います。            |
| （3）公表        | （2）によって得られたデータをまとめ、公表するとともに環境審議会に報告します。                     |
| （4）評価・対策の検討  | 環境審議会は、報告されたデータを基に計画の進行状況を評価します。進行状況が思わしくないものについて、対策を検討します。 |
| （5）行動・計画の見直し | 環境審議会の検討を基に、市民、事業者、市が活動します。<br>必要が生じた場合は、計画の見直し・修正を行います。    |

この（1）から（5）を繰り返すことにより、本計画の進行管理を行います。

